

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷三十第

行發日一月九年十正大

## 論叢

給付能力原則の適用

法學博士 神戸 正雄

農業勞働問題

法學博士 河田 嗣郎

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

## 時論

我國の地方税を論ず

法學博士 小川郷太郎

## 說苑

八時間勞働制の沿革

法學博士 山本美越乃

小學教育費の研究

經濟學士 小山田小七

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

住居統計概説

法學博士 財部 靜治

伯林に於ける乳兒死亡率

法學士 汐見 三郎

戰後英吉利の經濟狀態

法學士 小島昌太郎

日英米の海軍協定

法學士 小島昌太郎

## 井リヤム・タムスンの分配論 (二)

堀 經 夫

序言 タムスンの經濟學史上の地位

前號既載

第一章 タムスンの根本思想

第二章 自由競争の上に立つ經濟組織の検討

第一節 平等と安固(勞働全收權)(一)自由競争と平等(二)勞働全收權(三)平等と安固——第二節 任意的交換(一)任意的交換(二)交換(二)『分配の自然法則』——第三節 自由競争主義の長所及び缺點(一)長所(二)缺點

第三章 相互協方の上に立つ經濟組織の検討(次號掲載)

結論

## 第二章 自由競争の上に立つ經濟組織の検討

第一節 平等と安固(勞働全收權)(Equality and Security)

(一) 自由競争とは、言ふ迄もなく、社會各個人の利己的活動を是認し、彼等をして夫々自己の最も有利なりと信ずる方面に自由に活動せしむるの制度をいふのであつて、これを言ひ換へれば個人主義に外ならない。此の思想は夙に英國に於て第十七、八世紀に起つたものであつて、チャイルド、ペテイ、キング、ヒウム等を経て、アダム・スミスに至つて經濟學上の根本概念となつた。スミスは、各個人が自己の利益を追ふのは、人類共通の性情であつて、これ有るが故に人類

は期せずして常に最大の幸福を得つゝあるものであるとなした。彼曰く、『自分自身の境遇をより善くせんとするの、各個人の自然的努力は、自由と安固との保證を以て力を揮ふことを許さるゝならば、極めて有力なる主義であり、従つてそは、單獨でもつて何等の援助なくとも、社會を富裕と繁榮とに齎らすことが出来るのみならず、人間の立てた法則が愚劣である爲めにそれによつて屢々其の活動が妨げられたる所の、數多の不遜なる障礙を征服することが出来る、云々<sup>12)</sup>』

今日の經濟組織は、完全なる自由競争の上に立つてはゐないけれども、然し或る大なる程度までは然りと云ふことが出来る。資本家も労働者も、農業者も工業者も、只管自己の利益を追ふことを唯一の目標として、經濟的活動をなしてゐる。又資本家同志の間、労働者同志の間、工業者同志の間、又農業者同志の間にも、只管他人を排して自己の境遇をより善くなさんとの暗闘が常に行はれてゐる。而かも各個人の間にも、又各階級の間にも、夫々力の相違がある。金力、筋力、權力、又智力に於て、彼等は平等たり得ない。仍で彼等の中に富及び幸福の分配に不平等が起るのは、洵に自然の勢である。實にタムソンの言へる如く、「労働によつて生産されたる品物の分配に於ける絶對的平等は、……個人的競争の制度の下に於ては、實行が不可能である、或は假ひ實行され得るとするも、それは不得策である。』自由競争と分配の平等とは、斯くて相容れざる二つの概念である。<sup>13)</sup>

(二) 尤も今日自由競争の制度の下に於ても、富の分配の平等といふことは、若し吾々が強制と

12) A. Smith, Wealth of Nations, II. p. 43.

13) Distribution, p. 95.

いふ外部的力量を用ふることが出来るならば、必ずしも不可能では無い筈であるが、しかしタムスンによれば、この強制と云ふことは、自由競争と兩立すべからざるものであつて、且つ其の兩立を不可能ならしむるものは、自由競争の制度に缺くべからざる所の、分配の安固 (Security) の要求である。然らば分配の安固とは何をいふか。

タムスンによれば、富とは『欲望の目的物』であつて、『労働によつて獲得されたる』ものを云ふ。<sup>14)</sup>従つて土地、空氣、水、光、人、馬等は、その生産に労働を要しないから、そのみでは富たり得ない。富は總て労働によつて獲得されたものである。故に『労働は富の唯一の親である』<sup>15)</sup>

(註)

(註) なほ之と同時に、富の價値の尺度となるものも労働でなければならぬ。タムスンによれば、一定の富の價値は、之を生産するに必要なる、『通常の筋力と技術とを有する人々の労働の平均的分量』に應じて、定まるのである。思ふに此等の思想は、かのリカアドのそれと全然相等しい。唯だリカアドは、主として富の交換價値に就ての労働尺度説を中心概念となしたるに反し、タムスは、寧ろ富その物の發生についての労働説を重要視したる點が、両者の趣を異にせる所である。現にタムスは、『交換上の價値は、富の概念に殆ど常に附隨してはゐるが、それに必要ではない。何故なれば、小さな諸共產體は何等の交換をなまなかつたけれども、共同労働によつて富み且つ幸福であつたから』<sup>16)</sup>と云つて居る。是に由て觀るも、交換價値を重んずる資本主義經濟學と效用又は幸福の増加を主眼とする社會主義經濟學との對照が明白であらう。

富の意義及び労働と富との關係に關するタムスンの考は、以上述ぶるが如くであるが、彼は此の考を更に一步進めて、労働の提供者たる各個人は、彼れの労働生産物の全使用の權利を有すべきことを説いた。今日所謂労働全收權が即ち之である。惟ふに此の推理の過程は極め、自然的で

14) Ibid. p. 9.

15) Ibid. p. 7.

16) Ibid. p. 6.

あつて、何等の矛盾をも含まないであらう。蓋し勞働が富の唯一の生産者であるといふ以上、或る個人の勞働のみによつて生産せられたる富——若し斯かる富があるとすれば——が全部彼れの所有に移るべきであるといふことは、各個人の利己心の發動を是認する限りに於て、當然に推理し得らるゝ事柄であるが故である。タムスンは、斯くの如く各個人に彼れの勞働の生産物たる富の全處分權を保證することを、分配の安固と稱した。

(三) 若しも自由競争の制度の下に於て此の分配の安固が無く、各個人は必らずしも自己の勞働の全生産物を享有することが出来ないものとするならば、社會の生産力は激減し従つて社會の幸福はそれだけ減少せしめらるゝであらう。何故なれば自己の勞働に對する十分なる報いを受くることなしに、他人の便益の爲めに勞働を續くるといふが如きことは、普通人の爲さざる所であつて、又之を各人に強要することは、道徳上の不可能事を強ふるものであるから。是に於て自由競争といふことゝ分配の安固といふことゝは、密接不可離の關係をもつて居るものと言はなければならぬ。而かも分配の安固の要求は、總ての人が同一の勞働能力を有して而して同一の勞働をなさざる限り、各人に悉く異なる分量の富の所有を保證すること、上述せる所よりして明かなる所である。斯くて自由競争を前提とする以上、分配の安固が保證する所の分配の不公平に對して強制力を以て分配の平等を行はんとするは、正反對なる要求を同時に充たさんとするものであつて、到底不可能事たるを免れない。

之を要するに、自由競争の下に於て平等を實現せんとせば強制によるの外なく、而かも自由競

争の成立要件たる安固の要求は強制を排斥する。是に於て、自由競争と平等とは如何にするも相調和され得ざる所のものであることが、明かである。更に突き詰めて考ふるならば、このことは相矛盾する所の二つの要求、即ち平等と安固といふ二つの要求、の衝突であるを見るのが出来やう。平等と安固。前者は最大多数の最大幸福を富の分配によつて實現せんことを目的とし、後者は富の生産に對する最も強き刺戟を確保することによつて、間接に人類の幸福を増進せんとするものである。前者は分配の爲めの分配政策であつて、後者は生産の爲めの分配政策である。此等は、自由競争の制度の下に於ては互に相容れざる主張である。一方は他方を犠牲にすることによつてのみ成立し得る。

前述せる如くタムソンは平等を以て人類幸福の増進の上に最も有用なる永久的の要求であるとなした。こは如何なる場合にも従はるべき原則あると彼は考へた。併し乍ら自由競争の制度の下に於ては安固の要求を無視することが出来ない。仍で彼は此等の両要求を或る程度に於て妥協せしめやうと試みた。曰く、自由競争の制度の下に於ては、富の絶對的平等は問題とならないから、吾々は、最大の生産に相反せざる範圍内に於て、——即ち安固の要求に違反せざる範圍内に於て——能ふ限り平等に接近することを目的とするの外なし<sup>17)</sup>と。然らば平等と安固とを不徹底ながらも妥協せしむる所のものは何であるか。タムソンの所謂任意的交換が即ち是である。

## 第二節 任意的交換 (Voluntary Exchange)

- (一) 自由競争の制度の下に於て、吾々は安固の要求に違反せざる程度の平等に満足せざるべか

17) Cf. Distribution, p. 95.

らざることは、前節に述ぶる所の如くである。故に本節に於ては、安固によつて限定せられたる平等とは如何なる程度のものであるか、に就てタムスンの所説を觀やう。

彼れの考によれば、勞働は富の唯一の生産要素である。而して勞働の提供者は、その勞働によつて生産されたる富を全部處分することが出來なければならぬ。是に於て、勞働を多く提供するものは多くの富を得、勞働を少く提供するものは少しの富を得るのみであり、而して勞働を全く提供せざるものは全く富を得ざることとなる。従つて彼等の間に富の分配の不平等を生ずる。然らば富を過分に有する者の剩餘の富は如何に處分さるべきであるか。富を有せざる者は如何にして其の享樂に與ることが出來るか。過分の富を強制的に足らざる所に移すことは、自由競争の制度の下に於ては、安固の原則が之を許さない。

タムスンは、茲に一つの原則として『任意的交換』の理を説いた。『任意的交換』とは、富を得んとする人が、その富を餘分に所有せる人に、後者が正當なる對等量であると任意に認定する所のものを與へて、それと引換へにその富を得るの方法をいふ。これには、富の所有者が、自己の交付する富に正に對等するものを得ること、及びそれが果して自己の與ふる富に對等して居るかどうかの認定は、全然彼れの自由意思に出でなければならぬといふこと、の二つの條件が必要である。されば、若し富の所有者が自己の與ふる富に對して何等の對等物を得ざるか、若くは假ひ之を得るとするも、自己の自由なる判斷によらばそれは決して對等物と稱するを得ざるものであるならば、こは『任意的交換』とは稱し難い。

タムズンは、此の原則が確實に行はるゝならば、最大の生産を確保しつゝ平等を或る程度まで實現し得べきことを述べてゐる。其の理由は、一方に餘分の富の所有者は、自己が正當なりと信する對等物を入手し得るが故に、分配の安固といふことを無視せられざると共に、他方に富の缺乏を感じる人は、之を餘分に有する人より受くる所の富でもつて、與ふる者よりも、多くの幸福を享くことが出来、従つて富及び幸福の可及的平等を可能ならしむるが故である。たゞ茲に問題として残つて來るのは、然らば非生産者は如何なるものを對等物として富の所有者に與へるか、といふことである。非生産者は、交換して與ふべく何等の富をも所有してゐない。タムズンは之に答へて次の如く言つて居る。

「非生産者は、現在に於ては富（原文には「これ」といふ代名詞が使つてある）を有つてゐない、併し彼が勞働と才幹とを有する限り、彼はそれ（富）を生産するの手段を持つてゐる譯である、……富と財産との源泉は、彼自身の内にある。非生産者は、生産的勞働者より其の勤勞の餘分の生産物を獲得するのに、表面上は異なるが如く見ゆるけれども實質に於ては同一物である所の二つの方法を有す。（即ち）彼は、彼が欲する品物の生産者即ち所有者の指揮の下に、彼れの勞働を置いて、勞働といふ形で對等物を相手方に十分に與ふるまで爾かするか、或は（富の）所有者が十分なる對等物であると思考するであらう所の或る品物を探索又は準備する爲めに、彼れの勞働を用ふるかである。」<sup>18)</sup>

是に由て觀れば、非生産者は生産者に自己の勞働其物を使用せしむるか、若くは生産者が欲す

18) Ibid. p. 96.



るであらう所の富を探索又は準備する爲めに自己の労働を使用するかによつて、富の享樂に參與することが出来るものと、タムスは解してゐる。此の解釋は、非生産者が労働能力者である場合には、何等の疑義を惹起さないであらうけれども、若し、非生産者が労働不能者である場合には、こは不十分たるを脱れない。タムスは此の點に就て極めて曖昧なる説明をしか與へてゐない。<sup>19)</sup>

(二) 以上述ぶる所によつて、『任意的交換』が平等と安固との矛盾を或る程度まで融和するの作用を有することに就てのタムスの所説は、畧々明かとなつたであらうが、タムスは此の『任意的交換』なる原則を以て、他の二原則と共に、自由競争の制度の下に於ける『分配の自然法則』であるとなしてゐる。余は、今まで自由競争の經濟組織に就て述べられ來りたる事柄を總括するの意味を以て、便宜上此處にタムスの所謂『分配の自然法則』なるものに一瞥を加ふるであらう。此の法則の第一は、『總ての労働は、其の指導並びに繼續に關して、自由且つ自發的でなければならぬ』<sup>20)</sup>といふのである。こは各個人の利己的活動を認むる以上、當然に要求さるべき原則でなければならぬ。

第二の法則は、『労働の總ての生産物は、その生産者に保證されなければならない』<sup>21)</sup>といふのであつて、こは既に労働全收權の主張として説明したる所である。

第三の法則は、此等の第一及び第二の法則より演繹されたものであつて、『生産物の總ての交換は、自由且つ自發的でなければならぬ』<sup>22)</sup>といふのである。こは本節の前半に説明を加へたる

19) Cf. *ibid.* p. 97.

20) *Ibid.* p. 174 and p. 178.

21) *Ibid.* p. 175 and p. 178.

所のものである。

扱て以上の三法則は、若しも忠實且つ公平に行はるゝならば、富の生産を其の最大限度に保持するのみならず、不平等より起る不利益を其の最小限度に止むるであらう。自由競争の制度の下に於ける經濟組織が享受し得る最大限度の幸福は、此等の法則によつてのみ確保さるゝものである。

### 第三節 自由競争主義の長所及び缺點

(一) 自由競争の制度と分配の平等といふことゝが相容れざるものなること、及び任意的交換の主義によつて此等のものが稍々調和され得るものなることは、前述の如くである。任意的交換によつて平等と安固とが調和せられたる時に、タムソンは之を平等なる安固 (Equal security) と稱んだ。この平等なる安固こそは、自由競争の制度の下に於て實現し得らるゝ最大限度の正義であつて、而してそれと同時に自由競争の制度の特色である。今日の實社會に於て、——平等なる安固が實現されてゐる譯では決してないけれども、併し、タムソンの考によれば、この平等なる安固は自由競争制度の上に立つ今日の經濟組織に於て實現し得らるゝ所の事柄でなくてはならない。若しこれが確立さるゝならば社會の生産力は増加し而して富の増殖及び幸福の増進は期して待つべきものがあるであらう。何故なれば、かの野蠻未開の時代に於ける無智と粗野、かの壓政時代に於ける人心の荒廢、或は迷信邪教に禍せられたる中世の暗黒時代に於ける人心の萎靡といふが如き種々なる

束縛的要素の爲めに、社會の生産力が索制せらるゝことなく、各人の利己心の命するが儘に自由に富の獲得の爲めに自己の心身を働かすことが出来るからである。自由、これは實に人々をして最大限度の活動をなさしむるものである。タムスンはこの點に於て、強制 (Compulsion, force) といふことの最も有害且つ不利益なることを強調してゐる。強制——たとひそが獎勵といふ形でなされたとしても——は人々の勤勉力を鈍くし、従つて社會の生産力を束縛するものである、とタムスは言つた<sup>22)</sup>(強制或は制限の例として、タムスは獨占を擧げ、獎勵の例として、外國貿易に對する獎勵金制度の如きを擧げ、而して此等のものが如何に社會の生産力、延いては社會の幸福の大小に悪影響を及ぼすか、を説明してゐる)。斯くてタムスは、富の獲得の爲めに、心身を働かす程度の極めて大なること、之を以て自由競争主義の長所の第一點なりとなした。

以上の長所と關連して述ぶべきは、知識及び道德の進歩といふことである。生活に安固なくして知識欲の満足を得難く、道德の進歩は期し難い。而かも生活の安固は、自由労働と生産物の全收と任意的交流とによつて得らるべきものである。古代及び中世の民族並びに野蠻民族に比して、今日の自由民族が知識及び道德の點に於て著しく進歩せるは、一に自由競争主義の結果でなくてはならない。タムスは之を以て其の長所の第二點なりとなした。

併し乍ら、以上述ぶる所の長所は、これで以て完全なるものであると考へては大いなる誤である。此等のものは、自由競争主義の制度が古代及び中世並びに野蠻國に於けるが如き非自由の制度に比較されたる場合に、それよりも大いに勝れて居る點に過ぎないのであつて、之を其の理想

22) Cf. *ibid.* pp. 103-144.

的標準より觀るときは、未だ甚だしく不十分たるを脱れないのである。タムスンは、上記の長所に就て述べたる後に、次の様に附け加へてゐる。

「併し現に存在してゐる所のこの活動、知識、及び仁慈(道德の意に解するも可ならんか——譯者註)も、人類の共存體の幸福の爲めにそが斯くあるべしと望ましい所のものに比すれば、其の分量は果して如何なものであらうか。第一に活動に就ていふならば、絶對的活動(最も完全なる活動の意——譯者註)に就ては、未だそが有るべき所のもの、半ばにも達してゐない、又善導されたる活動に就ては、未だその十分の二も達せられてゐない。(次に)智識に就ていふならば、そは、多くの國々に於て、近年孜孜として開發され來つたけれども、なほ極めて小數の人々に限られ、而して富と力とを獲得する爲めの單なる手段として用ひられて居るのみである。大群衆の間に知識を普及することは、まだ空想にすぎない。(又)仁慈に就ていふならば、そは不幸にも、知識よりも更に限定せられたる少數人に限られて居る。總ての過去の時代並びに現代に於て、社會の諸制度は、——人々の境遇を發生せしむることによつて、而して此等の境遇は行爲に對する慣習的動機を發生せしむることによつて、——人々を我利主義に走らしめて仁慈の心より離れしめた。」<sup>23)</sup>

(二) 以上述ぶる如く、自由競争主義は可なりの程度の長所をもつては居るけれども、こは一定の範圍に限定されてゐて、自由に其の羈束を脱し得ない。これ蓋し此の主義が種々なる缺點を有して居る爲めである。タムスンは、自由競争の弊害を左の如く列擧してゐる。

23) Ibid. p. 368.

『最も制限せられざる最上の形に於ける自由競争より生起する所の、此等の弊害の最も著しいものは、恐らく次の諸項目の下に含まるゝであらう。

一、それは（自由競争を指す——譯者註）、人生の總ての日常事に於て、我利主義——仁慈主義に必然的に相反する所の——を行爲の主たる動機となさしめる。

二、それは、人類の一半即ち女子の富の生産力を、個別的家族制度の爲めの浪費及び其他の害悪によつて、麻痺せしめる。而して全人類の平等の享樂并びに最大の幸福にとつて必要な、両性間の權利及び義務の平等化をして、假ひ不可能とはならしめないでも、少くとも困難とならしめる。三、それは、各個人の知識に開放されたる、判斷の範圍を限定する爲めに、時として個々人の努力の方法を不利又は不賢明なるものとす。

四、それは、疾病、老年、不具、及び人生に隨生する他の出來事に對して、適當にして異議なき手段を與へない。

五、それは、繼續的家内の支配——個人的財産の支配によつて強壓的にされたる所の——に伴ふ偏見及び厭制によつて、有用なる物質的及び精神的教育の進歩を妨げる。而して、それは、亦、科學及び技術に於ける進歩を、個人の利得の爲めに役立たしむる爲めに、隱蔽するの必要よりして、一般的知識の進歩を妨げる。<sup>24)</sup>』

此等の中でタムスは、第一のものを最も大なる弊害なりとなして、それに最も強烈なる駁撃を加へてゐる。そうしてそれに就て、次の様な極めて興味ある例證を擧げてゐる。醫者にとつては病人を治療するのが彼れの利益である、而かも成るべく緩漫に且つ成るべく多くの報酬を得るやうに治療するのが、彼れの利益である。そうでなければ、他の醫者と競争をして行くことが出来ないのである。病氣があつてそれが蔓延するのが、總ての醫者の利益である。そうでなければ、

醫業は十分の一にも、百分の一にも減少するであらう。だから一般の人が食物、空氣、清潔、濕氣等のことに意を用ひて、健康の保持といふことに努むるやうに警告するのは、醫者の利益に反する行爲なのである。而かも健康の保持といふことは、人類の利益である。是に於て、個人の利益は、我利の念によつて導かるゝ限りに於て、仁慈主義に相反するものである。

これは極端なる例であるけれども、兎も角も、我利我欲の爲めに行爲することは、全體の幸福を進むる所以でなくて、却て之を害するものである、といふことを明白に示したるものである。

功利の原則を第一位に置きたるタムスンが、自由競争主義に伴ふ所の此の弊害に對して、『個人的富の獲得の爲めに、自己の利益を追ふことよりして、殆ど總ての惡徳と犯罪とが發生する。此の惡徳と犯罪とは、個人の利益が他人の利益に相反するといふことが止むまでは、或る範圍に於て、繼續せざるを得ざるものである。』と言へるは、ベンタムの功利主義に對する一大訂正であると謂はねばならぬ。

タムスンが列擧したる弊害の中第二のものは、婦人問題に關するものであるが、これは別の單行本(本論文の緒言に列擧されたるタムスンの著書の第二のもの——『女子の訴へ』——を指す)に更に詳細に論せられてあるが故に、茲には之を省く。尙ほ其他の弊害は、より詳細に説明するの必要なるべきを以て、之を省略するであらう。

自由競争主義が、其の最も良き形に於て、以上列擧せるが如き長所と缺點とを有することを觀たる後に、タムスンは、次に其の根本的見地を易ふることによつて、彼が理想とせし最大多數の最大幸福——其の手段としては分配の平等——を達することがより可能であると思はれる所の經濟組織を、他に索めやうと欲した。オウエン主義による相互協力の社會に、自ら其の眼は向つたのである。